

さらなる少人数学級推進と教育予算の増額及び義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

義務教育標準法の改正により、令和3年度から5年間をかけ、小学校では35人学級が実現することになりましたが、中学校は40人学級のままです。

現在、学校現場では、学びの保障や心のケア、新型コロナウイルス感染症対策など、不断の努力が続けられています。また、新学習指導要領への対応や、いじめ・不登校など生活指導上の課題が山積しており、豊かな学びや学校の「働き方改革」を実現するため、「新しい生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、さらなる少人数学級推進と教職員定数の改善が不可欠です。

また、義務教育費国庫負担制度については、平成18年の「三位一体改革」の中で、国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間での教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要です。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。
- 2 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和4年6月24日

伊 那 市 議 会